

本通知 2-1(1) の取り扱いについて、現在の運用と一部内容が異なります。  
添付の『保育所における看護師当の配置特例の要件見直しに関する留意事項等  
について』を併せてご確認ください。

28川こ保第353号  
平成28年6月20日

各民間保育所園長 様

川崎市子ども未来局  
子育て推進部保育課長

## 川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について（通知）

本市の民間保育所における保育士の配置基準については、これまで、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）並びに川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）により、国の省令に基づき定める最低基準と市が上乗せで配置を求める加配基準を定め、運用を行ってきたところです。

この度、多様な保育の担い手確保の観点から、国の省令が改正され、当分の間、保育士の配置要件の緩和がなされ、本市の条例上も同様の改正を行ったことから、質の担保を図りつつ、市の加配保育士分についても整合を図るとともに、昨年度から通知により行っている非常勤職員の常勤換算の方法も含め、次のとおり取扱うこととしたので通知します。

### 1 朝夕の時間帯等に係る特例について

今回の条例改正により、条例附則第7項に基づき、朝夕の時間帯等で児童の数が少数であるとき、年齢別配置基準保育士が1人となる場合に、最低2人は配置しなければならない保育士の1人について、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者でもよいものとします。

また、この取扱いは、11時間の開所時間外の川崎市延長保育事業の実施時間帯にあっても同様とします。

なお、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、要綱第5条第6項に基づき、保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者としますが、保育所等には、小規模保育事業所、川崎認定保育園など処遇改善等加算の算定対象となる保育施設を含み、常勤で1年以上とは、常勤相当（1日6時間以上かつ月20日以上勤務の場合）で1年以上従事していることを言うものとします。

### 2 多様な担い手の活用に係る特例について

保育所における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則となりますが、近年の保育における労働力需要に対応するため、今回及びこれまでの条例改正等により、次のとおり、保育の質は落とさずに保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することによって、多様な担い手の活用を図るものとします。

#### (1) 看護師・准看護師の配置に係る特例について

~~看護師は平成25年4月1日、准看護師は平成27年7月7日から、条例附則第6項に基づき又は準じて、乳児を4人以上受入れる場合に1人に限り、年齢別配置基準、その他国基準等又は市加配保育士とみなせるものとして~~います。

~~また、乳児を4人以上受入れていない場合であっても、要綱第5条第10項に基づ~~

~~き、1人に限り市加配保育士とみなせるものとし、なお当分の間の特例として、その他国基準等保育士としてもみなせるものとし、~~

なお、その他国基準等保育士とは、公定価格中の90人以下の定員施設における1人分の保育士と保育標準時間認定の児童が利用する施設における1人分の保育士及び主任保育士専任加算の代替保育士1人分を言い、市加配保育士とは、休憩休息保育士及び年休代替保育士を言うもので、以下同様とします。

**(2) 地域限定保育士の配置に係る特例について**

地域限定保育士は平成27年12月17日から、条例第29条第6項の保育士に、神奈川県実施分に限り含むものとして、同等に取扱うものとしています。

**(3) 保育士登録申請中（手続中）の者の配置に係る特例について**

保育士登録申請中（手続中）の者は平成26年8月15日付け雇児保発0815第1号通知に基づき又は準じて、その確認ができる場合は、その他国基準等又は市加配保育士とみなせるものとしています。

**(4) 小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他保育補助者の配置に係る特例について**

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、今回の条例改正により、条例附則第8条から第10条までにに基づき、看護師又は准看護師と併せて、年齢別配置基準保育士の1/3（端数切捨て）までとその他国基準等保育士としてみなせるものとします。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、定員超過分に限るものとします。

また、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他の保育補助者は、なお当分の間の特例として、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、その他国基準等保育士としてみなしていない人数分に限り、市加配保育士としてみなせるものとします。

さらに、市加配保育士の別類型として、産明け対応保育士については、その他国基準等の人数の範囲に限らず、当分の間、休憩休息保育士等と同様に全職種の充当を可能とします。

なお、小学校教諭等が保育することができる児童の年齢については、その専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましいものとし、保育に従事したことのない小学校教諭等に対しては、子育て支援員研修等の受講を促すものとし、

**3 非常勤職員の常勤換算に係る特例について**

上記2の多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、なお当分の間の特例として、該当者が非常勤職員の場合には、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、上記2の(4)の特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えるものとします。その際、その他国基準等保育士としては、他の常勤職員の勤務時間数をもって常勤換算を行えるものとし、市加配保育士（産休明け対応保育士を含む）としては、120時間をもって常勤換算を行えるものとします。

（調整第1係・第2係 担当）

電話 044-200-2662

E-mail [45hoiku@city.kawasaki.jp](mailto:45hoiku@city.kawasaki.jp)

事務連絡  
令和4年11月30日

各都道府県  
市区町村 保育主管部（局） 御中

### 厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について

本日、児童福祉施設の設備運営基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。

保育所における保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の配置については、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項の規定により、経過措置として当分の間、看護師等を1人に限り保育士とみなすことができるとされています。ただし、乳児の保育が看護師等のみで行われることがないよう、乳児3人につき保育士1人が求められることを踏まえ、必ず乳児の保育のために保育士が2名以上配置されるよう、本経過措置については、乳児4人以上を入所させる保育所に限定しているところです。

今般、改正省令第三条の規定により、当該規定について、乳児の在籍人数の要件を撤廃することとしました。また、これに伴い、乳児が3名以下在籍している保育所の看護師等については、保育の質を保つため、別途、

- ① 保育士と合同で保育を行う旨の要件を課すとともに、
  - ② 各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識や経験を有すること
- を要件として明確化することとしています。

つきましては、上記①、②及び留意すべき事項について以下のとおり整理していますので、各都道府県・市区町村の保育担当部局におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の保育所等に対して遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

なお、認定こども園においても同様に、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）を改正し、令和 5 年 1 月を目途に公布予定です。

## 記

### 【①保育士と合同で保育を行うことについて】

- 在籍乳児数が 3 名以下の保育所で看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならないこと。

### 【②保育に係る一定の知識や経験を有することについて】

- 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等（以下「保育所等」という。）での勤務経験が概ね 3 年に満たない看護師等が、在籍乳児数が 3 名以下の保育所で保育を行う場合、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める子育て支援員研修のうち、地域型保育コースその他の都道府県知事が認める研修の修了（以下「子育て支援員研修等」という。）を必須とすること。

### 【留意すべき事項について】

- (1) 看護師等と合同の組・グループを担当する保育士は、当該看護師等をフォローすることが求められるため、当該看護師等が勤務する保育所での勤続年数が概ね 3 年以上かつ、乳児への保育の経験を有している常勤の保育士であることが望ましいこと。また、当該保育士が休暇を取得する際にフォローアップに入る保育士についても同様の要件を満たしていることが望ましいこと。
- (2) 保育所の施設長は、職員間の連携を十分図るとともに、看護師等の資質向上のため、各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。あわせて、保育士に業務の負担が過剰に偏ることがないように、業務効率化や業務改善を含めたマネジメントを行うとともに、適切な業務分担が行わ

れるよう留意すること。

- (3) 乳児の在籍数が3名以下の保育所が看護師等を新規採用するに当たり、当該看護師等を保育士とみなす前提で採用する場合は、原則として勤務開始前に子育て支援員研修等を修了していることが必要であるが、保育士の確保が困難であるなどこれによりがたい場合は、この限りでないこと。ただし、この場合であっても、勤務開始後直近で開催される研修を受講するなど、できる限り早期に当該研修の受講を開始することとし、未修了の期間は同一グループでフォローする保育士だけでなく、施設長や主任保育士等が支援を行うことが望ましいこと。
- (4) 乳児の在籍数の変動により年度途中で乳児の在籍数が3名以下となった場合についても、看護師等のみで乳児を保育することは適当ではないため、保育所の施設長は、保育士と合同の組・グループを編成するよう体制を組むこと。なお、当該ケースにおいて、保育士として勤務している看護師等の保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない場合、本来は子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了していることが必要であることから、勤務経験が概ね3年に満たず、当該研修を修了していない場合については、できる限り早期に当該研修を受講することが望ましい。また、こうした場合にも対応が出来るよう、(5)のとおり、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等については、在籍する乳児の数にかかわらず、あらかじめ子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。
- (5) 乳児が4人以上在籍する保育所で勤務する看護師等においても、保育に係る一定の知識や経験を有していることは、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第5章の2（2）に規定されているとおり、要件化されておらずとも求められるべきものであるため、これまでもお示ししてきているとおり、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。
- (6) 都道府県、政令指定都市又は中核市は、管下の保育所への指導監査を行うに当たって、当該保育所の乳児の在籍数が3名以下である場合、本通知に沿った取扱いが適切に実施されているかについても確認を行うこと。

別添資料 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）（抄）

以上

○本件についての問合せ先

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4852, 4853)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(別添資料)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令  
(令和4年厚生労働省令第159号)(抄)

(児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第五十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
附則 1 (略) (経過措置) 2 改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 3 (略)	附則 1 (略) (経過措置) 2 <u>乳児四人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。</u> 3 (略)

# 川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について ~平成28年6月20日から 給付費等の支給上は7月分から~

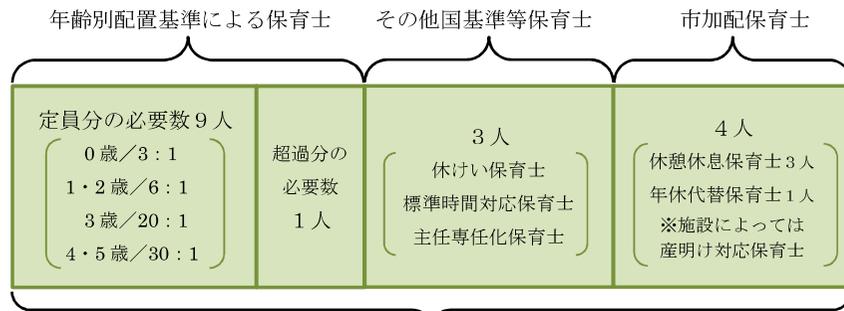
## 1 保育士配置の特例に至る経過

本市の民間保育所における保育士の配置基準については、これまで、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」並びに「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」により、国の省令に基づき定める最低基準と市が上乗せで配置を求める加配基準を定め、運用を行ってきたところです。

この度、多様な保育の担い手確保の観点から、国の省令が改正され、当分の間、**保育士の配置要件の緩和がなされ、本市の条例上も同様の改正を行った**ことから、質の担保を図りつつ、市の加配保育士分についても整合を図るとともに、昨年度から通知により行っている非常勤職員の常勤換算の方法も含め、次のとおり取扱うこととします。

## 2 保育士の配置要件（基本となる基準）

（配置イメージ／利用定員90人、利用実員105人の保育所の場合）



「17人全員について常勤保育士によることが原則」

## 3 保育士配置に係る特例（朝夕の時間帯等に係る特例）

今回の条例改正により、朝夕の時間帯等で児童の数が少数であるとき、年齢別配置基準保育士が1人となる場合に、**最低2人は配置しなければならない保育士の1人について、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者でもよいもの**とします（条例附則7項）。

また、この取扱いは、別添通知により**11時間の開所時間外の延長保育時間帯にあっては同様**とします。

なお、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、保育所等での保育業務従事期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修の地域型保育コースを修了した者とします（要綱5条6項、別添通知）。

## 4 保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用・常勤換算に係る特例）

### ●多様な担い手の活用に係る特例

＜看護師・准看護師の配置に係る特例 ~看護師は平成25年4月1日、准看護師は平成27年7月7日から~＞

乳児を4人以上受入れる場合（条例附則6項）

⇒1人に限り、**年齢別配置基準、その他国基準等又は市加配保育士**とみなせます。

乳児を4人以上受入れていない場合（要綱5条10項、別添通知）

⇒1人に限り、**その他国基準等又は市加配保育士**とみなせます。

＜地域限定保育士の配置に係る特例 ~平成27年12月17日から~＞

神奈川県実施分に限り、保育士と同等に取扱います（条例29条6項）。

＜保育士登録申請中（手続中）の者の配置に係る特例 ~新制度施行前から~＞

登録申請中の確認ができる者は**その他国基準等又は市加配保育士**とみなせます（別添通知）。

＜小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他保育補助者の配置に係る特例 ~平成28年6月20日から~＞

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は看護師・准看護師と併せて、**年齢別配置基準保育士の1/3（端数切捨）までとその他国基準等保育士**としてみなせます。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、**定員超過分に限りません**（条例附則8~10項）。また、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他の保育補助者は、**その他国基準等保育士の人数の範囲内、その他国基準等保育士としてみなしていない人数分に限り、市加配保育士**としてみなせます（別添通知）。

＜要件整理表（より充当範囲が広い順。ただし詳細の要件は上記文章による）＞

	年齢別配置基準		その他国基準等	市加配
	定員分	超過分		
地域限定保育士	○	○	○	○
小学校教諭等	○（1/3まで）	○（1/3まで）	○（その他国の人数内）	○（その他国の人数内）
看護師・准看護師	○（次項参照）	○（次項参照）	○（1人に限る）	○（1人に限る）
市長が認める者	×	○（1/3まで）	○（その他国の人数内）	○（その他国の人数内）
保育士（手続中）	×	×	○	○
保育補助者	×	×	×	○（その他国の人数内）

※産明け対応保育士についても、当分の間、休憩休息保育士等と同様に全職種の充当を可能とします。なお、その際、その他国基準等の人数の範囲内制限はありません（別添通知）。

### ●非常勤職員の常勤換算に係る特例

＜その他国基準等保育士及び市の加配保育士の常勤換算に係る特例 ~平成27年4月1日から~＞

上記の多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、該当者が非常勤職員の場合は、**その他国基準等保育士の人数の範囲内、上記特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えるもの**とします。

その際、その他国基準等保育士としては、**他の常勤職員の勤務時間数（例：160時間）をもって常勤換算を行えるもの**とし、市加配保育士（産明け対応保育士を含む）としては、**120時間をもって常勤換算を行えるもの**とします（別添通知）。

## 川崎市の民間保育所における保育士配置にかかる特例について 令和5年度からの変更点について

### 【 看護師及び准看護師の特例配置について 】

#### <令和5年度からの変更点>

##### 乳児の在籍人数(4人以上入所)の要件廃止

⇒令和5年度からは全ての保育所で看護師及び准看護師を1人まで保育士とみなすことができる。

⇒ただし、乳児の在籍数が4人未満の保育所については、以下の要件が必要

- ・当該看護師・准看護師が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けられる体制を確保すること。
- ・子育てに関する知識と経験を有する(※)看護師・准看護師を配置すること。

※「子育てに関する知識と経験を有する」とは、以下の2つのうちいずれかの場合

- ・保育所等での勤務経験年数が3年以上であること。
- ・子育て支援員研修等を修了していること。